

第1回分科会における議論の概要

第1 全般

裁判官及び弁護士・司法書士等の法律実務家は、役割や職責が異なるものの、共通して法的分析能力及び事実認定能力を活用して職務を遂行していることから、これらの能力を発揮する場面を念頭に置いて、どのような情報を（生成）AIに入力し、どのような出力を期待しているのか、といった利用形態を明確にした上で、その実現可能性や運用上の課題について議論を深めることが有益であると考えられる。そこで、裁判官・弁護士・司法書士等の法律実務家が担っている法解釈・適用と事実認定に関する下記の3つのサービス・機能（以下、これらを併せて「想定基本機能」という。）を仮定し、その実現可能性（機能向上の見通しを含む。）や想定基本機能を利用することで民事紛争のより適正迅速な解決に資すると考えられる場面について考察した上で、同場面におけるリスク・課題や利活用の限界について検討することとした。

第1回分科会においては、想定基本機能の実現可能性を中心に議論を行ったが、その中でAI利活用に伴うリスク・課題や利活用の限界についても議論が及んだ。

記

① リーガルリサーチサービス

一定の質問や事実関係を入力することで、これに類似する判例や法的見解を検索するとともに、検索結果に基づく要約を出力するサービス

② 法的分析機能

当事者本人の言い分（例えば、事実関係や紛争関係者に請求したい事項）を入力することで、その言い分どおりの事実関係が存在することを前提として、当該事実関係に関する法律関係について一定の見解（例えば、請求の根拠となる法律関係）が出力される機能

③ 事実認定機能

（法的分析機能と一体的に利用されることを想定）一定の事実関係を提示するとともに、利用者が保有する関係資料データを入力することで、当該事実関係の存否及びそのような事実認定となる理由についての一定の見解が出力される機能

以上

第2 リーガルリサーチサービス・法的分析機能関係

1 リーガルリサーチサービスの機能向上の見通し

現状のリーガルリサーチサービスは、サービス提供する各社が保有する

文献及び裁判例のデータセットにコンテキストデータ（データセットの背景となる状況や文脈についての情報）を付加した上で、これを RAG（Retrieval-Augmented Generation・検索拡張生成）において活用して、AI の出力回答とともに、関連する文献や裁判例を引用して提示することで、AI による出力の精度を向上させる取組みがされているものと考えられる。そして、コンテキストデータの生成は、各社の営業秘密に属するものであり、その全容は明らかではないところがあるが、例えば、文献や裁判例の重要度等の判断のために必要となるコンテキストデータは、法的素養のある人間（弁護士等）が関与する形で行われているものと考えられる。

この点、現状の大規模言語モデル（LLM）は既に能力が相当高くなっていることから、リーガルリサーチサービスにおいて、新たにデータセットを学習させること（いわゆるファインチューニング）によって機能向上を図ることは費用対効果に見合わない可能性が高いのではないかと考えられる。したがって、今後大きなブレークスルーがあり、AI モデルが全く違う仕組みになった場合はともかくとして、コンテキストデータを整備して RAG を活用する形で機能向上を図っていくという各社の動向は現実的であると考えられる。

また、民事裁判情報データベースが始動することにより、多数の裁判例データセットが提供されることになる結果、AI の出力の精度が向上することが期待されるが、これら多数の裁判例データセットについてコンテキストデータを高精度かつ効率的に付与していくことができるか否かが課題になってくるのではないかと考えられる。

2 法的分析機能の機能向上の見通し

(1) 従前、法的分析機能に相当するサービスは、法律実務家が身に付けている法的知識と法的思考力という暗黙知によって提供されてきたものであるところ、主として法的知識の面についてはリーガルリサーチサービスによって補完され得るものとも考えられる。

この点、弁護士・司法書士等の法律実務家は、当事者の求める法律効果（権利の発生、障害、消滅、阻止）を発生させる法律要件に該当する具体的事実（要件事実）が認められなければ、当事者が求める法律効果は認められないことから、①当該法律効果を発生させる法規範の選択（法律構成）をすること、②その法律要件に該当する具体的事実（要件事実）を把握することが求められているところ、法的分析機能を有するサービスを提供するに際しては、まずは多数の裁判例から法律構成と要件事実を分析抽出したデータセットが不可欠であると考えられる。もっ

とも、現時点において、裁判例から高精度かつ効率的にこのようなデータセットを分析抽出する手法が確立しているとは言い難い状況にあると想像され、今後の研究開発が期待される。

また、紛争に遭遇した一般国民は、その認識する事実関係から当該紛争の法的解決に必要な事実を的確に抽出して表現記述することが困難であることが通常であり、法律実務家が法律相談等の場面で適宜ヒアリングした上で相手方との交渉や裁判手続の進展に応じて必要な事実関係を明らかにしていると考えられる（後記参考参照）。このようなヒアリングについても、法律相談の内容をデータセットとして活用するなどして、チャットボットなどの対話型 AI により必要な事実関係を確認しながら出力するなどのサービスが提供されていくことも長期的には想定される。もっとも、まずは信頼性が高い法的分析機能を有するサービス提供がされることが前提となると考えられる。

（参考）司法研修所民事裁判教官室及び司法研修所民事弁護教官室作成の「民事系科目における法的分析能力（主張分析能力）及び事実認定能力について」より抜粋

「弁護士は、民事訴訟において、依頼者に有利な法律効果を発生させるために必要な要件事実を把握し、主張立証する。また、主要事実とこれに関する間接事実及び証拠の証明力に関する補助事実を明確に意識することにより、真の争点に訴訟活動を注力し、立証の見通しを立てることができる。法律相談等においても、依頼者が語る生の社会的事実から、法律効果が発生するよう法規範の選択（法律構成）をするが、その前提として要件事実を吟味する必要がある。」

(2) 将来的な課題として、法律実務家の思考過程についての新たなデータセットを数十万、数百万単位で多数用意して機械学習させることでその機能向上を図る可能性についても議論された。

しかし、法律実務家の思考過程は、上記のとおり、具体的な事案において法的分析、すなわち問題となり得る法令の規定、文献又は裁判例を想起しつつ、当該規定の文言やその解釈、当該裁判例の射程等を分析した上で、当該事案の解決に最適な法律構成や要件事実を検討するというものであるところ、新たなデータセットとしては例えば多数の具体的な事案を前提とした法律構成や要件事実の回答が想定されるが、事前にこのような回答を準備することは現実的とはいえないのではないかと、当該回答について法律実務家が信頼に値するものであることを担保することは困難ではないかと、機械学習に要する費用との関係で採算が取れるのか疑問である、といった意見も出された一方で、例えば、交通事故事案の

過失割合のように類型化が可能な事案については、新たな機械学習又は RAG の活用によって相応の出力を期待できるのではないかとの意見もあった。

3 リーガルリサーチサービス及び法的分析機能の利活用に伴うリスク・課題及び利活用の限界

リーガルリサーチサービス及び法的分析機能については、検索・回答の精度を高めるためには、入力事項（リーガルリサーチサービスにつき一定の質問や事実関係、法的分析機能につき当該紛争の法的解決に必要な事実関係）を的確に選択することが必要であると考えられる。また、いずれについても、検索・回答の内容（リーガルリサーチサービスにつき文献や裁判例の要約、法的分析機能につき法律関係についての一定の見解）及びその根拠となった文献や裁判例を確認し、評価することが必要であると考えられる。したがって、いずれについても、現時点では、裁判官・弁護士等の法律実務家や企業法務関係者等の一定の法的素養のある者以外の者を想定利用者とすることは困難であると考えられる。

第3 事実認定機能関係

- 1 事実認定の基本的な考え方と手法（後記参考参照）を前提として、事実認定における推論過程の説明（一定の間接事実や一定の証拠となる資料が存在し、又は存在しないことを前提として、対象事実が存在する又は存在しないことについての論理的な説明をいう。）については、常識に属する経験則の適用過程であることからすると、既に能力が相当高くなっている現状の大規模言語モデル（LLM）であれば、対象事実の存否について、一定の間接事実や一定の証拠となる資料が存在し、又は存在しないことを入力した上で、事実認定における推論過程の説明を求めれば、相応の出力が期待できるのではないかとの意見があった。他方で、民事事件においては、一定の期間における事実関係や錯綜する事実関係が問題となる場合もあることから、このような場合においても推論過程の説明の精度が担保できるかは未知数であるとの意見もあった。

いずれにせよ、AI が出力した事実認定における推論過程の説明をそのまま採用することは困難であり、人間による確認作業が必須であると考えられる。

（参考）司法研修所民事裁判教官室及び司法研修所民事弁護教官室作成の「民事系科目における法的分析能力（主張分析能力）及び事実認定能力について」より抜粋

「民事裁判においては、争いのある主要事実（以下の「要証事実」とは、争いのある主要事実をいう。）を適正に認定するため、次のような手法を身に

付ける必要がある。

ア 書証と人証のそれぞれの特徴を理解した上で、直接証拠に該当する典型的に信用性の高い文書（例えば、契約書、領収書など）がある場合は、まず、その形式的証拠力及び実質的証拠力を検討し、上記のような文書がないが、直接証拠に該当する供述証拠がある場合は、その供述の信用性を検討する。

イ 動かし難い事実を中心として信用性の高い供述証拠から確実に認定できる間接事実をも加味して事実を認定した上で、適切な経験則を用いて、証拠の信用性の評価や要証事実の存否を推認させる程度を検討する。この検討に当たっては、認定した各事実（間接事実・補助事実）の時系列や当事者双方のストーリーを意識し、適切な視点（例えば、「動機」、「資金状況」など）を設定して、事実を視点の下に整理して検討するのが有用である。

ウ イにおいて整理し検討した事実のうち特に重要な事実について、相互の関係や要証事実の存否を推認させる程度を総合的に判断して、結論を導く。」

- 2 なお、事実認定の基本的な考え方と手法を前提とした証拠関係の構造（前記参考のイ参照）の分析、更には事実認定における事実関係の存否については、時間の制約から十分な議論ができなかった。